

平成 26 年 9 月 5 日  
消費者庁食品表示企画課

「食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針（案）」及び「食品表示法第 6 条第 8 項の規定に基づく命令等のガイドライン（案）」についての意見募集

#### 1 意見募集の対象

食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針（案）  
食品表示法第 6 条第 8 項の規定に基づく命令等のガイドライン（案）  
（別紙参照）

#### 2 意見募集の趣旨

昨年の第 183 回通常国会におきまして、「食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」といいます。）」が成立し、消費者庁では、食品表示法の施行に向けた準備を進めております。

食品表示法第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 8 項並びに第 7 条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣及び農林水産大臣が行う、指示又は命令及び公表について「食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針（案）」及び「食品表示法第 6 条第 8 項の規定に基づく命令等のガイドライン（案）」を作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

なお、本指針等の案の概要は、早急に国民の皆様から御意見を伺うためにお示しするものであり、今後、国民の皆様から頂いた情報・意見を踏まえ、内容を検討の上、指針等の案を作成する予定です。

#### 3 意見募集期間

平成 26 年 9 月 5 日（金）から平成 26 年 10 月 4 日（土）まで  
（郵送の場合は同日必着）

#### 4 意見の提出方法

御意見には、理由を付して次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

##### （1）【電子メールの場合】

E-mail : i.shokuhin5@caa.go.jp 宛て

\* 電子メール件名を「食品表示法の指針及びガイドライン（案）について」としてください。

(2) 【FAX の場合】

03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 指針案意見募集担当あて  
\* 表題を「食品表示法の指針及びガイドライン（案）について」としてください。

(3) 【郵送の場合】

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5階

消費者庁食品表示企画課 政令案意見募集担当あて

\* 封筒表面に「食品表示法の指針及びガイドライン（案）について」と朱書きしてください。

お送りいただく場合、以下の事項をご記入ください。

- 【1】 タイトル（「食品表示法の指針及びガイドライン（案）について」と記入してください。）
- 【2】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]
- 【4】 住所
- 【5】 電話番号
- 【6】 メールアドレス（お持ちの場合）
- 【7】 御意見及びその理由

**5 注意事項**

○お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

○御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

○御記入いただいた氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。

○電子メールでの御意見は、テキスト形式のメールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理できません。